

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景

総務省統計局の平成 26 年 4 月 1 日現在の人口推計（確定値）では、65 歳以上の高齢者は 3,248 万人、総人口に占める高齢化率は 25.6%で、国民の 4 人に 1 人がすでに高齢者となっています。このうち 75 歳以上の高齢者は 1,580 万人、率では 12.4%と、高齢者のほぼ 2 人に 1 人となる見込みです。

また、介護保険制度がスタートした平成 12 年 4 月末時点の要支援・要介護高齢者数は全国では約 218 万人で、平成 26 年 4 月末には約 586 万人と 2 倍以上に増加しています。このような高齢化の進展と介護が必要な高齢者の増加に伴い、介護サービスに対するニーズが今後一層高まることが予測されます。

さらに、団塊の世代は平成 27 年にすべて 65 歳以上の高齢者となり、平成 37 年には 4 人に 1 人が 75 歳に到達する見込みです。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側にまわることから、医療、保健、介護、福祉サービスへのニーズが高まり、社会保障費のさらなる増大が懸念されています（いわゆる「2025 年問題」）。

このような医療、保健、介護、福祉をめぐる動向を踏まえ、国においては医療・介護等に関する社会保障費の抑制を図るため、社会保障制度改革を進めています。

介護が必要な高齢者の増加を踏まえ導入された介護保険制度は、過去 3 回、法改正が行われ、制度の充実が進められる一方で、社会保障制度改革の流れの中、国では平成 26 年 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立しました。この法律は、医療法や介護保険法など関連 19 法からなる一括法改正となっており、団塊の世代が全て 75 歳以上となる平成 37 年に向け、平成 30 年に医療計画と介護保険事業支援計画の同時改定を見込むなど、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するとしています。

介護保険法は、医療介護総合確保推進法の趣旨に基づき、再度見直しが行われ、一部が改正されています。主な改正内容は、要支援 1・2 については介護保険の予防給付から訪問介護と通所介護を外し、地域支援事業を再編成することで対応すること、訪問介護や通所介護については新しい総合事業に移行することで、介護サービス事業者による既存のサービスに加えて、民間事業者や NPO・ボランティア等、様々な主体による多様なサービスを提供し、利用者の選択の幅を広げることなどとなっています。

(2) 計画策定の趣旨

高齢者が元気で、いきいきとした生活を続けるためには、高齢者自身が生きがいを持ち続けることができるよう、健康づくりや介護予防に心がけ、また地域における支援の担い手としても活動していくことが重要です。一方、行政は、平成 37 年に団塊の世代が 75 歳を迎えることを見据え、地域包括ケアシステムをそれまでに構築することが必要です。

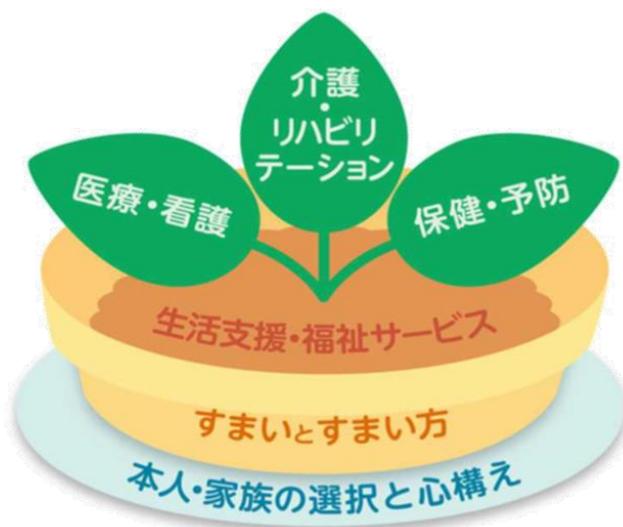
本市では、平成 24 年 3 月に「西条市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」（以下「第 5 期計画」という。）を策定しました。第 5 期計画では、高齢社会が本格化する中、要介護状態にある高齢者には可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るための適切なサービスを提供し、元気で日常生活を送っている高齢者には現在の健康を維持し、将来、要介護状態に陥らないための健康づくりや介護予防サービスを提供するなど、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するための施策を推進してきました。

今後は、平成 37 年を見据えた地域包括ケアシステムを構築するために必要な重点的取組事項（①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実など）を段階的に充実強化するための方向性を明確にするとともに、この先 10 年の高齢者の動向を勘案した介護需要や必要な保険料水準等を検討し取り組む必要があります。

これら課題の解決を図るため、中長期的な視点に立った目標と具体的な施策を明らかにした「西条市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」（以下「本計画」または「第 6 期計画」という。）を策定するものです。

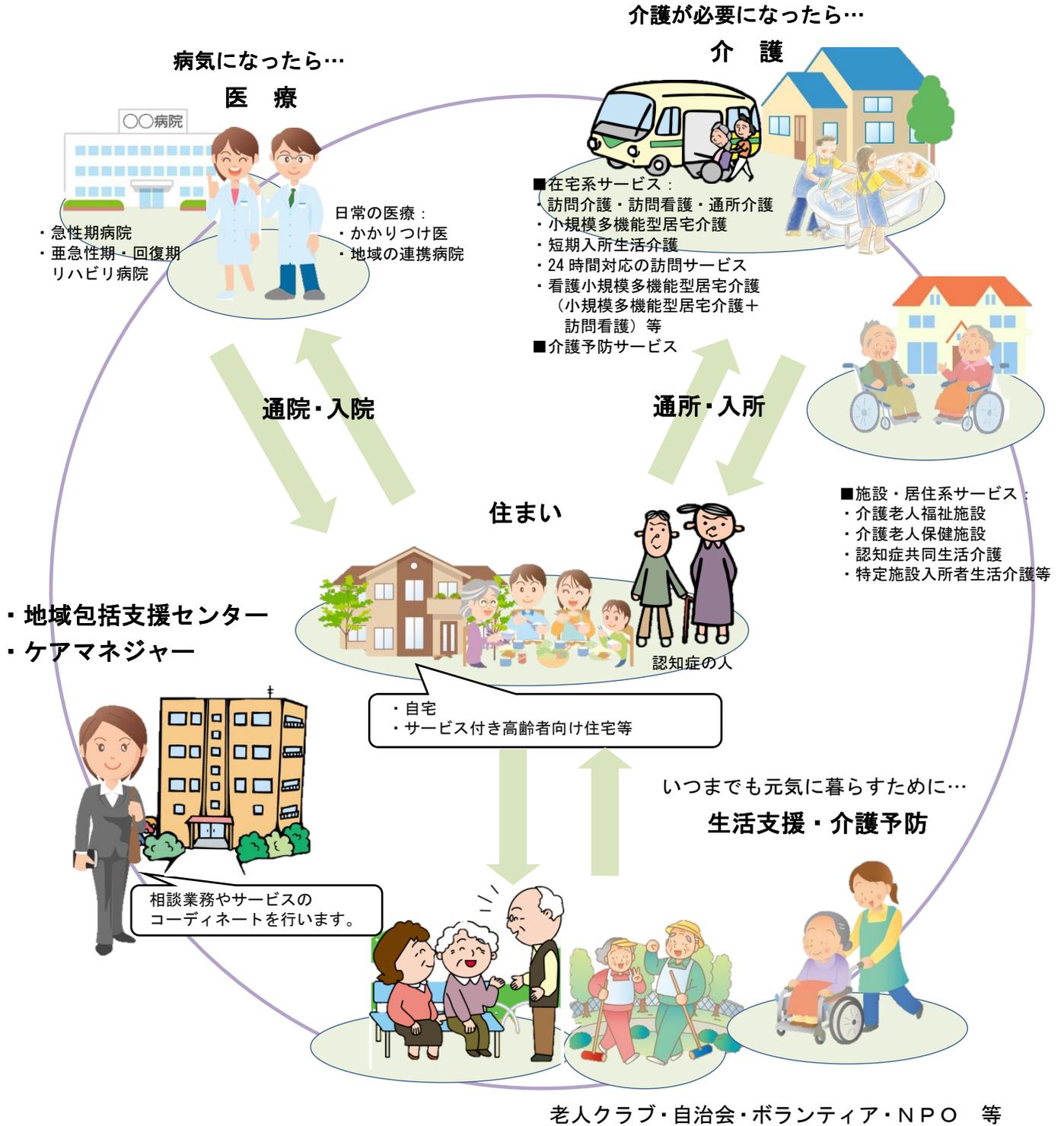
【地域包括ケアシステムとは？】

- ◎住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に提供されるのが地域包括ケアシステム。
- ◎地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。

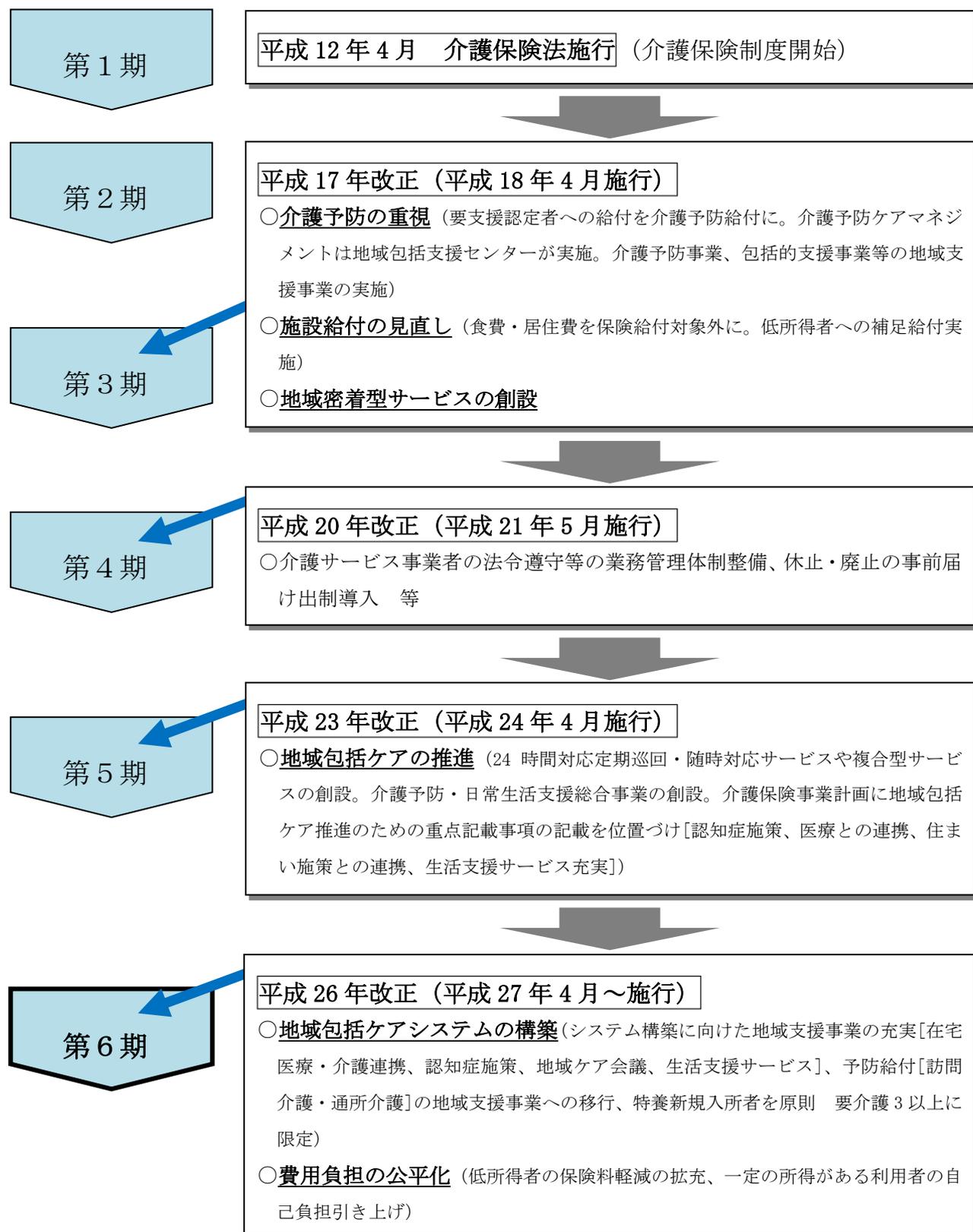


「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えているイメージ。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



【介護保険制度の動向】



【介護保険制度改正の概要】

第6期の介護保険制度改正では、団塊の世代が75歳に到達する平成37（2025）年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方とし、以下のような改正が行われています。

主な事項		見直しの方向性
1 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し	(1) 在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療拠点機能の構築 ②地域支援事業の包括的支援事業に連携推進を追加
	(2) 認知症施策の推進	①地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
	(3) 地域ケア会議の充実	①ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくり ②地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
	(4) 生活支援・介護予防の充実	①担い手の養成及びネットワーク構築、コーディネーターの配置 ②居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり ③地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
	(5) 地域包括支援センターの機能強化	①役割に応じた人員体制の強化
2 サービスの効率化・重点化	(1) 介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行	①平成29年4月から総合事業を実施、予防給付のうち訪問介護、通所介護を平成29年度末までに地域支援事業に移行 ②総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施 ③単価及び利用料は市町村が設定
	(2) 特別養護老人ホームの中重度者への重点化	①入所を要介護3以上に限定、要介護1・2は特例的（既入所者除く）
3 負担の公平化	(1) 低所得者の一号保険料の軽減強化	①給付費の5割に加えて別枠で公費を投入し、住民税非課税世帯の保険料の軽減割合を拡大
	(2) 一定以上所得者の利用者負担の見直し	①一定以上所得のある利用者負担を1割から2割に引き上げ ②現役並み所得者の利用者負担月額上限額を引き上げ（段階区分新設）
	(3) 補足給付の見直し	①低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加
4 その他	(1) 在宅サービスの見直し	①平成28年4月から小規模通所介護を地域密着型サービスへ移行 ②平成30年4月に居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲
	(2) 施設サービス等の見直し	①サービス付高齢者向け住宅を住所地特例の対象施設に追加 ②医療保険制度も住所地特例の適用を検討
	(3) 介護サービス情報公開制度の見直し	①法定外の宿泊サービスの情報公表
	(4) 計画策定の考え方の見直し	①平成37（2025）年を見据えた介護保険事業計画の策定（地域包括ケア計画、中長期的な推計）

2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図ることを目的として、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に定めたものです。

本計画については、基本的には従来の方針を踏襲した上で、より詳細な高齢者の生活実態調査として位置づけられた日常生活圏域ニーズ調査等の結果を反映するものとします。

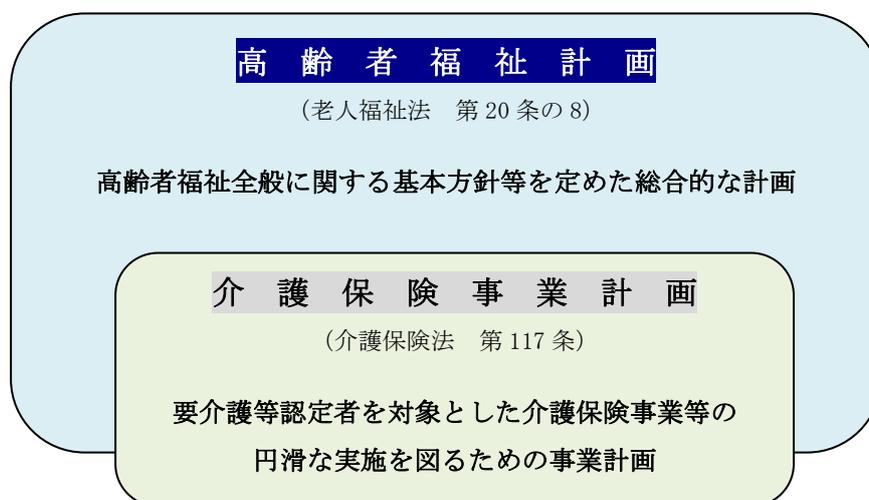
(1) 高齢者福祉計画とは

老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく計画です。当該市町村で確保すべき高齢者福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他高齢者福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

(2) 介護保険事業計画とは

介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定めるものです。介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条では、介護保険の保険者として位置づけられている市町村に対して、3 年を 1 期（第 2 期計画までは 3 年ごとに 5 年を 1 期）とする介護保険事業計画の策定が義務付けられています。

【高齢者福祉計画・介護保険事業計画の関係】



(3) 他の計画との整合

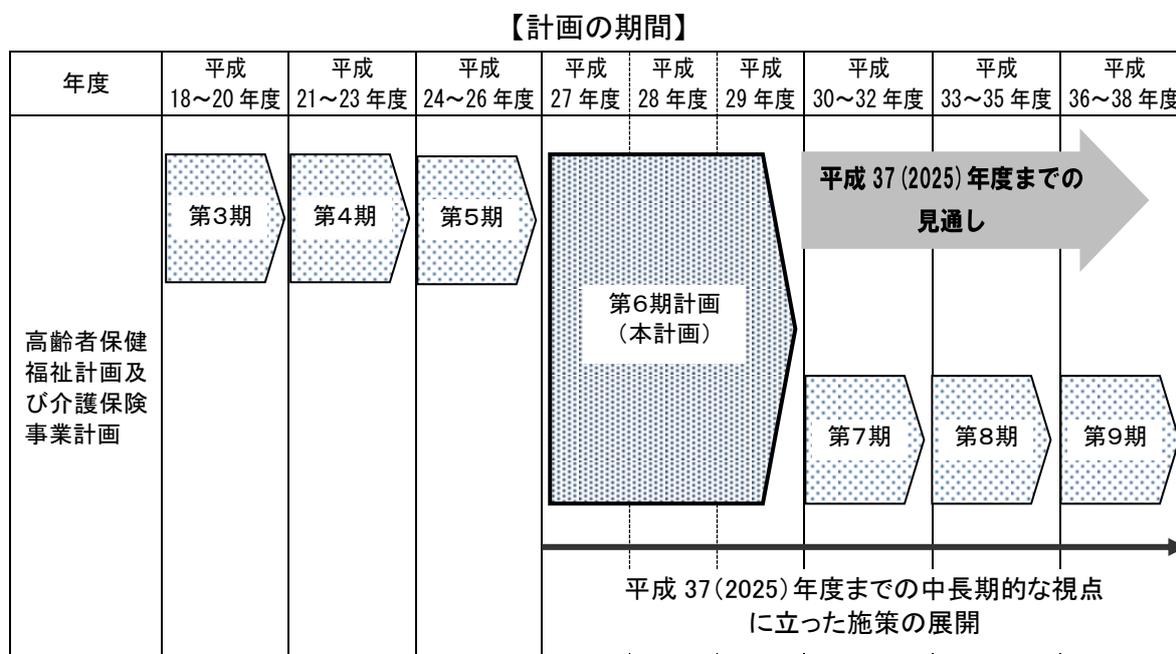
本計画は、上位計画である「西条市総合計画」の福祉部門計画と位置づけ、また、「西条市健康増進計画」「西条市障害者福祉計画」等の関連する他の計画と整合を図りながら策定します。

また、愛媛県の「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」との整合を図りました。

3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とする 3 年間で計画期間とします。

また、第 5 期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承し、平成 37 年までの高齢者の動向を見据え、中長期的な視点に立ち施策を展開します。



4 計画の策定体制

(1) 高齢者実態調査の実施

平成 26 年 5～6 月に実施した「日常生活圏域ニーズ調査」を反映させた計画とします。

調 査 対 象：	65 歳以上の方
調 査 時 期：	平成 26 年 5～6 月
調 査 方 法：	郵送調査
調 査 数：	5,423 人
有効回収数 (%)：	3,997 人 (73.7%)

(2) 介護保険事業計画策定委員会の設置

計画の策定に当たっては、学識経験者、被保険者、介護事業者、保健・福祉・医療関係者等で構成する「介護保険事業計画策定委員会」を設置し検討します。

(3) 行政内部の調整

高齢者施策を総合的・計画的に進めるため、庁内の関係各課と協議・調整し策定します。

(4) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の意見を聴取するため、平成27年2月12日～3月13日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。